（高潮又は波浪の予報の業務に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であって高潮又は波浪の予報の業務に係るものを受けている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に、当該許可に係る予報業務が新気象業務法第十八条第一項第一号（同項第六号に係る部分に限る。）及び第六号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

2　前項に規定する者の許可の基準並びに気象予報士の設置及び業務は、同項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

（特定予報業務に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に旧気象業務法第十七条第一項の許可であって新気象業務法第十七条第三項に規定する特定予報業務（以下この条において「特定予報業務」という。）に係るものを受けている者については、次項の認可を受けるまでの間は、当該特定予報業務の目的は、新気象業務法第十七条第三項の規定にかかわらず、施行日に当該特定予報業務を利用している者（第四項において「既存利用者」という。）にのみ利用させるものとし、新気象業務法第十九条の三の規定は、適用しない。

2　前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日（第四項において「六月経過日」という。）までの間に、当該許可に係る特定予報業務が新気象業務法第十八条第一項第三号の基準に適合することについて、気象庁長官の認可を受けなければならない。

3　第一項に規定する者の許可の基準は、前項の認可を受けるまでの間は、なお従前の例による。

4　第二項の認可を受けた者についての新気象業務法第十七条第三項及び第十九条の三の規定の適用については、当該認可を受けてから六月経過日までの間は、既存利用者を同条の規定による説明を受けた者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新気象業務法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百四十三号(二)中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第一項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「津波」を「津波若しくは同法第十七条第二項の土砂崩れ、高潮、波浪若しくは洪水のうちいずれか」に、「限る」を「限り、既に同法第十八条第一項第四号の予報の業務の許可を受けている者が当該許可の範囲に含まれていない同号の予報の業務を新たに行うために受けるものを除く」に改め、同号(五)中「第九条」を「第九条第一項」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十八号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「とは、」の下に「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量子科学技術研究開発機構」という。）又は」を加え、同条第七項中「、理化学研究所以外の者により設置される施設であって」を削り、「ための」を「ために特定放射光施設に附帯して設置される施設であって、当該特定放射光施設の設置者以外の者により設置される」に改める。

第四条第一項中「第二条第二項各号に掲げる」を削る。

第五条第二項第二号中「設置してこれを利用した研究等を行う者に対し、当該」を「設置する者に対し、これを利用した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の表特定放射光施設の項の下欄を次のように改める。

前項各号に掲げる業務
第五条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 量子科学技術研究開発機構は、この法律の目的を達成するため、特定先端大型研究施設の設置者として、次に掲げる業務を行うものとする。 一　放射光共用施設の建設及び維持管理を行い、並びにこれを研究者等の共用に供すること。 二　放射光専用施設を設置する者に対し、これを利用した研究等に必要な放射光の提供その他の便宜を供与すること。 三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第六条第一項中「理化学研究所」を「量子科学技術研究開発機構」に、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「前条第一項に規定する」に改め、同条第二項中「施設」を「特定先端大型研究施設」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「前条第一項の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「前条第一項」に、「前条第二項に規定する」を「前条第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　理化学研究所は、特定先端大型研究施設の設置者として、文部科学省令で定めるところにより、前条第二項の表の上欄に掲げる特定先端大型研究施設ごとに、同表の下欄に掲げる業務（第九条第三項において準用する同条第一項の規定により、理化学研究所が行わないものとされた業務を除く。）の実施計画を作成し、毎事業年度、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4　第二項の規定は、前項の規定により理化学研究所が作成する実施計画について準用する。

第七条の見出しを「（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法等の特例）」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五条第一項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条第一項の規定により量子科学技術研究開発機構の業務が行われる場合には、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第二十三条第二号中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項又は特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第六条第一項」と、「承認」とあるのは「承認又は認可」とする。